

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する告示 新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数(傍線の部分は改正部分)
(平成十八年十二月環境省告示第四百十七号)(抄)

改正案

現行

汚染分類	物質	係数
一	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
X	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
一	(3) アジピン酸ジメチル	一〇、〇〇〇
	(4) アセトクロール	一〇、〇〇〇
	(5) アラクロール(濃度が九十重量パーセント以上のものに限り)	一〇、〇〇〇
	(6) アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。))及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一〇、〇〇〇
	(7) アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(8) アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(9) アルケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(10) イソホロンジイソシアナート	一〇、〇〇〇
	(11) ウンデシルアルコール	一〇、〇〇〇
	(12) 一ウンデセン	一〇、〇〇〇
	(13) 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	二五、〇〇〇
	(14) 塩化パラフィン(炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセン	一〇〇、〇〇〇

汚染分類	物質	係数
一	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇〇〇
X	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇〇〇
一	(3) アジピン酸ジメチル	一〇、〇〇〇
	(4) アラクロール(濃度が九十重量パーセント以上のものに限り)	一〇、〇〇〇
	(5) アルカン(炭素数が六から九までのもの(ヘキサンを除く。))及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。	一〇、〇〇〇
	(6) アルキルジメチルアミン(アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(7) アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。)	一〇、〇〇〇
	(8) イソホロンジイソシアナート	一〇、〇〇〇
	(9) ウンデシルアルコール	一〇、〇〇〇
	(10) 一ウンデセン	一〇、〇〇〇
	(11) 掘削用ブライン(亜鉛塩を含むものに限り)	二五、〇〇〇
	(12) 航空用アルキレート(炭素数が八の	一〇、〇〇〇
	(13) 塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)	二五、〇〇〇
	(14) 次亜塩素酸カルシウム溶液(濃度が十五重量パーセントを超えるものに限	一〇〇、〇〇〇

(32)	自動車燃料用アンチノック剤（アル	二五、 〇〇〇
(31)	ジチオカルバミン酸アルキル（アル	一、 〇〇〇
(30)	二・六―ジ―ターシャリブチルフェ	一、 〇〇〇
(29)	ジクロロベンゼン	二五、 〇〇〇
(28)	一・三―ジクロロプロペン	一、 〇〇〇
(27)	ジクロロプロパン及びジクロロプロ	一、 〇〇〇
(26)	ジイソプロピルベンゼン	一、 〇〇〇
(25)	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が	一、 〇〇〇
(24)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(23)	一・五・九―シクロドデカトリエン	一、 〇〇〇
(22)	コールタールピッチ	一、 〇〇〇
(21)	コールタール	二五、 〇〇〇
(20)	航空用アルキレート（炭素数が八の	一、 〇〇〇
(19)	クレオソート（コールタールから得	二五、 〇〇〇
(18)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むもの	一、 〇〇〇
(17)	アルファオレフィン（炭素数が八か	一、 〇〇〇
(16)	オレフィン（炭素数が八から十二ま	一、 〇〇〇
(15)	オレイルアミン	一、 〇〇〇

(42)	ナフタレン	一、 〇〇〇
(41)	ドデセン	一、 〇〇〇
(40)	ドデシルフェノール	一、 〇〇〇
(39)	ドデシルヒドロキシプロピルスル	一、 〇〇〇
(38)	トリメチルベンゼン	一、 〇〇〇
(37)	一・二・四―トリクロロベンゼン	二五、 〇〇〇
(36)	一・二・三―トリクロロベンゼン	一、 〇〇〇
(35)	デカリン（ネオデカン酸を除く。）	一、 〇〇〇
(34)	テレピン油	一、 〇〇〇
(33)	テトラメチルベンゼン	一、 〇〇〇
(32)	上のもの及びその混合物に限る。）	一、 〇〇〇
(31)	多環式芳香族化合物（環の数が二以	二五、 〇〇〇
(30)	ターシャリメチルペンチルエーテル	一、 〇〇〇
(29)	ターシャリドデカチオール	一、 〇〇〇
(28)	N・N―ジメチルドデシルアミン	一、 〇〇〇
(27)	フェニルエーテルの混合物	一、 〇〇〇
(26)	ジフェニルエーテル	一、 〇〇〇
(25)	ジフェニル及びジフェニルエーテル	一、 〇〇〇
(24)	ジフェニル	一、 〇〇〇
(23)	ジニトロトルエン	一、 〇〇〇
(22)	自動車燃料用アンチノック剤（アル	二五、 〇〇〇
(21)	キル鉛を含むものに限る。）	一、 〇〇〇
(20)	ジクロロベンゼン	二五、 〇〇〇
(19)	一・三―ジクロロプロペン	一、 〇〇〇
(18)	ペンンの混合物	一、 〇〇〇
(17)	シクロヘプタン	一、 〇〇〇
(16)	シクロプロパン及びジクロロプロ	一、 〇〇〇
(15)	ジイソプロピルベンゼン	一、 〇〇〇
(14)	一・五・九―シクロドデカトリエン	一、 〇〇〇

(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)		
フタル酸ジアルキル（アルキル基の	ベータピネン	アルファピネン	ビスフェノールAのジグリシジルエ	ビスフェノールAエピクロロヒドリ	パイン油	白燐（黄燐を含む。）	ノニルフェノール	ナフタレン	ドデセン	ホン酸塩溶液	ドデシルフェノール	ドデシルヒドロキシプロピルスル	トリメチルベンゼン	一・二・四トリクロロベンゼン	一・二・三トリクロロベンゼン	トリエチルベンゼン	デセン	デシルオキシテトラヒドロチオフェ	デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	テレピシン油	テトラメチルベンゼン	多環式芳香族化合物（環の数が二以	上のもの及びその混合物に限る。）	ターシヤリドデカンチオール	ターシヤリドデカンチオール	N・Nジメチルドデシルアミン	フェニルエーテルの混合物	ジフェニルエーテル	ジフェニルエーテル及びビフェニル	ジフェニルエーテル及びジフェニルエーテル	の混合物	キル鉛を含むものに限る。）
	一、	一、	一、	一、	一、	一〇、	一〇、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	二五、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

Y	二	(2)	(1)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)		
類	二	アクリル酸エチル	アクリル酸	燐酸トリキシリル	燐酸トリイソプロピルフェニル	燐酸トリイソプロピルフェニル	燐酸アルキルアリール（燐酸ジフェ	ニルトリルの含有率が四十重量パー	セント以上であって、オルト異性体が	〇・〇二重量パーセント以下のもの	に限る。）	ラウリン酸	メルカプトベンゾチアゾールナトリ	ウム塩溶液	ロアセトアニリド	メチルナフタレン	N（二）メトキシ一（一）メチルエ	チル）一（二）エチル一六（一）メチルクロ	ロアセトアニリド	メチルナフタレン	N（二）メトキシ一（一）メチルエ	チル）一（二）エチル一六（一）メチルクロ	ロアセトアニリド	メチルナフタレン	N（二）メトキシ一（一）メチルエ	チル）一（二）エチル一六（一）メチルクロ	ロアセトアニリド	メチルナフタレン	N（二）メトキシ一（一）メチルエ	チル）一（二）エチル一六（一）メチルクロ	ロアセトアニリド	メチルナフタレン	N（二）メトキシ一（一）メチルエ	チル）一（二）エチル一六（一）メチルクロ

(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(イ)
メルカプトベンゾチアゾールナトリ ロアセトアニリド	N—(二—メトキシ—一—メチルエ チル)—二—エチル—六—メチルクロ ル	メチルナフタレン	N—メチルジチオカルバミン酸ナト リウム塩溶液	メチルシクロペンタジエニルマンガ ントリカルボニル	ミルセン	ペンタエチレンヘキサミン	プロピレン四量体	ブテンオリゴマー	フタル酸ブチルベンジル	フタル酸ジブチル	(イ) フタル酸ジアルキル(アルキル基 の炭素数が七から十三までのもの) フタル酸ジイソオクチル、フタル酸 ジウンデシル、フタル酸ジオクチル 、フタル酸ジトリデシル、フタル酸 ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを 除く。)及びアルキル基の炭素数が 七から十三までのものの混合物(フ タル酸ジイソオクチル、フタル酸ジ ウンデシル、フタル酸ジトリデシル 、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジ ヘプチルのみから成る混合物を除く 。)

一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇	二五、 〇〇〇
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

物質

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
アルキルエステル共重合体(アルキ ル基の炭素数が四から二十までのもの 及びその混合物に限る。)	共重合体(分子量が二千以上のもの 及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルアリールポリエーテル (アルキル基の炭素数が十一から二十 までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルアリールスルホン酸バ リウム(アルキル基の炭素数が十一か ら五十までのもの及びその混合物に限 る。)	アルキルアリールジチオ脂肪酸亜鉛(ア ルキル基の炭素数が七から十六まで のもの及びその混合物に限る。)	亜リン酸アルキル(アルキル基の炭素 数が十から二十までのもの及びその混 合物に限る。)	アリルアルコール	五重量パーセント以下のものに限る。 亜硫酸ナトリウム溶液(濃度が二十 重量パーセント以下のものに限る。)	アリアルポリオレフィン(ポリオレ フィン基の炭素数が十一から五十まで のもの及びその混合物に限る。)	二—アミノイソプロピルアルコール	亜麻仁油(遊離脂肪酸が二重量パー セント未満のものに限る。)	アニリン	アセトンシアンヒドリン	アジピン酸ジ—二—エチルヘキシル	亜硝酸ナトリウム溶液	分散されたものに限る。 重合体(ポリエーテルポリオール中に 分岐されたものに限る。)	アクリロニトリル及びスチレンの共 重合体(ポリエーテルポリオール中に 分岐されたものに限る。)	アクリル酸メチル	アクリル酸ブチル	アクリル酸二—ヒドロキシエチル	アクリル酸二—エチルヘキシル

一	一	〇	〇	〇	一〇	一	一	一	一	一	二五	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一	二五	二五	一〇〇〇	一〇〇〇	一
---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	------	------	------	---	----	----	------	------	---

物質	Y類	二
(78) 磷酸トリキシリル	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(77) 磷酸トリイソプロピルフェニル	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(76) 磷酸アルキルアリール（磷酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセント以上であつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント以下のものに限る。）	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(75) ラウリン酸	一、 〇〇〇〇	一、 〇〇〇〇
(1) アクリルアミド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	二五	二五
(2) アクリル酸	一〇	一〇
(3) アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体のトルエン溶液	二五	二五
(4) アクリル酸エチル	二五	二五
(5) アクリル酸二エチルヘキシル	一〇	一〇
(6) アクリル酸二ヒドロキシエチル	一〇	一〇
(7) アクリル酸ブチル	一〇	一〇
(8) アクリル酸メチル	二五	二五
(9) アクリロニトリル	二五	二五
(10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）	一〇	一〇
(11) アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）	一〇	一〇
(12) アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。）	一〇	一〇
(13) 亜硝酸ナトリウム溶液	一〇	一〇
(14) アジピン酸オクチルデシル	一〇	一〇
(15) アジピン酸ジイソノニル	一〇	一〇
(16) アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル	一〇	一〇

(28) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇	一〇
(イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇	一〇
(ロ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が五十重量パーセント又は六十重量パーセント以上のものに限る。）	一〇	一〇
(27) 長鎖アルキルフェニールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から十までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
(26) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液	一〇	一〇
(25) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
(24) アルキル化ヒンダードフェニール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇
(23) アルキルジチオ磷酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）	一〇	一〇

(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
長鎖アルキルアリアルポリエーテル (アルキル基の炭素数が九から二十ま でのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸マ グネシウム(アルキル基の炭素数が十 一から五十までのもの及びその混合物 に限る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸バ リウム(アルキル基の炭素数が十一か ら五十までのもの及びその混合物に限 る。)	長鎖アルキルアリアルスルホン酸(ア ルキル基の炭素数が十六から六十ま でのもの及びその混合物に限る。)	アルキルアリアルジチオリン酸亜鉛(ア ルキル基の炭素数が七から十六まで のもの及びその混合物に限る。)	アルキルアミンリン酸エステル(アル キル基の炭素数が十二から十四までの もの及びその混合物に限る。)	長鎖アルカン酸銅塩(炭素数が十七 以上のもの及びその混合物に限る。)	亜リン酸アルキル(アルキル基の炭素 数が十から二十までのもの及びその混 合物に限る。)	アリアルアルコール	亜硫酸ナトリウム溶液(濃度が二十 五重量パーセント以下のものに限る。)	フィン基の炭素数が十一から五十まで のもの及びその混合物に限る。)	二アミノイソプロピルアルコール	亜麻仁油	アニリン	アセトンシアンヒドリン	アセトニトリル(濃度が八十重量パ ーセント以上八十五重量パーセント以 下のものに限る。)	アジピン酸ジトリデシル
○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)
二エチルヘキサ酸	二エチル—三—プロピルアクトレ イン	二エチル—二—(ヒドロキシメチ ル)プロパン—三—ジオールアル キルエステル(アルキル基の炭素数が 八から十までのもの及びその混合物に 限る。)	エチルシクロヘキサン	N—エチルシクロヘキシルアミン	エチルトルエン	エチルシクロヘキサン	エチルアミン及びその溶液(濃度が 七十二重量パーセント以下のものに限 る。)	エタノールアミン	エチリデンノルボルネン	三—ヒドロキシペンチル	イソ酪酸二・二・四—トリメチル— ウンデカン酸	イソホロンジアミン	イソプロピルシクロヘキサン	イソプロピルエーテル	イソプロピルアミン	イソブレン	アンモニア水(濃度が二十八重量パ ーセント以下のものに限る。)	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛	アルキルポリグルコシド溶液(アル キル基の炭素数が十二から十四までの もの及びその混合物であって、濃度が 五十五重量パーセント以下のものに限 る。)	アルキルポリグルコシド溶液(アル キル基の炭素数が八から十までのもの 及びその混合物であって、濃度が六十 五重量パーセント以下のものに限る。)
二五	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)
アルキルフェノールポリエトキシシラ	塩(アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。)の芳香族系の物質を溶媒とする溶液	液(アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて濃度が六十重量パーセント以上六十五重量パーセント以下のものに限る。)	アルキルジフェニルアミン	アルキルジチオ燐酸亜鉛(アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。)	アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体	長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)	長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。)	アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。)	アルキルエステル共重合体(アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。)	アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	
吉草酸及び酪酸二—メチルの混合物	吉草酸	キシレン	キシレノール	過酸化水素溶液(濃度が六十重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。)	ヘキセン	オレフィン(炭素数が五から七まで及び十三以上のもの(ヘキセンを除く。))及びその混合物に限る。)	オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)	オレイン酸	オレイン酸カリウム	オクチルアルデヒド	オクチルアルコール	塩化ビニリデン	塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三—エトキシプロピオン酸エチルタン	二—エトキシ—二—二—ジメチルエ	エチレンジアミン	エチレンシアノヒドリン	テルアセタート	エチレングリコールモノブチルエー	エチレングリコールモノアルキルエ	エチレングリコールジアセタート	エチレングリコール	エチレンクロロヒドリン	N—エチルメチルアリルアミン	エチルベンゼン	二—エチルヘキシルアミン

— | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(イ)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(イ)
アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの、濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であって、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	アルキルポリグルコンド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二
—	—	—	—	—	—	—	—
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)				
酢酸ヘキシル	酢酸ブチル	酢酸ビニル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸シクロヘキシル	酢酸二―エトキシエチル	混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。）	こはく酸ジメチル	けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	グルタルアルデヒド溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	グリホサート溶液（界面活性剤を含まないものに限る。）	グリオキサール溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	酢酸ジメチルアミン塩溶液	四―クロロ―ニ―メチルフェノキシクロロホルム	クロロベンゼン	四―ジメチルペンタン―三―オン	一―（四―クロロフェニル）―四―	クロロヒドリン（粗製のものに限る。）	メタクロロトルエン	クロロトルエン	クロロトルエン（メタクロロトルエンを除く。）	クロロトルエン	クロロトルエン	クロロトルエン	魚油（遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。）	ト未満のものに限る。）	ぎ酸	（吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。）
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(63)	(62)	(61)	(60)	(59)	(58)	(57)	(56)	(55)	(54)	(7)
イソプロピルシクロヘキサン	イソプロピルエーテル	イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	イソブレン	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物	イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	アンモニウム水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）	アルケン酸カルボキシアミド亜鉛	アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）	アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が五十重量パーセント又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	(112)	(111)	(110)	(109)	(108)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)		
ト（アルコールの炭素数が十二から十	ト（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	ト（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	ト（アルコールの炭素数が十三以上のものであつて、重合度が九から十一までのものを除く。）及びその混合物に限る。）	直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）	シクロペンテン	シクロペンタン	シクロヘキサミン	シクロヘキサミン	シクロヘキサノール及びシクロヘキサノールの混合物	シクロヘキサノール	シクロヘキサノール	四塩化炭素	酸化プロピレン	一・二―酸化ブチレン	量パーセント以下のものに限る。）	混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物	サリチル酸メチル	酢酸三―メトキシブチル	酢酸ペンチル	酢酸ベンジル	酢酸ヘプチル

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(91)	(90)	(89)	(88)	(87)	(86)	(85)	(84)	(83)	(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(75)	(74)	(73)	(72)	(71)	(70)	(69)	(68)	(67)	(66)	(65)	(64)	
ム塩溶液	エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	エチレンジアミン	エチレンシアノヒドリン	テルアセタート	エチレングリコールモノブチルエーテル	エチレングリコールモノアセタート	エチレングリコールモノアルキルエーテル	エチレングリコールジアセタート	エチレングリコール	エチレンクロロヒドリン	エチレン及び酢酸ビニルの共重合体	N-エチルメチルアリアルアミン	エチルペンチルケトン	エチルベンゼン	ニ-エチルヘキシルアミン	ニ-エチル-三-プロピルアクロレイン	ニ-エチル-ニ- (ヒドロキシメチル) プロパン-1,3-ジオールアルキルエステル (アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)	エチルトルエン	N-エチルシクロヘキシルアミン	エチルシクロヘキサン	エチルアミン及びその溶液 (濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。)	エチリデンノルボルネン	エタノールアミン	ウンデカン酸	イリッペ油	三-ヒドロキシペンチル	イソホロンジアミン	イソホロン
	- 0 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 1 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -

(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)									
三・四-ジクロロ-1-ブテン	二・四-ジクロロフェノール	一・二-ジクロロエタン	一・四-ジオキサン	ジエチレントリアミン	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール	ジエタノールアミン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチルケトン	ジイソブチルケトン	次亜塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	次亜塩素酸カルシウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸	パラシメン	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	脂族アルコールポリエトキシラ-ト (アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)
0 0	0 0	1 5	1 5	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	- 0 -	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(112)	(111)	(110)	(109)	(108)	(イ)	(107)	(106)	(105)	(104)	(103)	(102)	(101)	(イ)	(100)	(99)	(98)	(97)	(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	
キシレン	キシレン	ものに限る。	カシユウナツツシエル油（未精製のものを限る。）	過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。）	オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのものの混合物に限る。）	オレフィン（炭素数が五から七まで及び十三以上のもの（ヘキセンを除く。）及びその混合物（炭素数が五から七までのものの混合物を除く。）に限る。）	オレフィン酸カリウム	オレフィン酸	オリーブ油	オクテン	オクチルアルデヒド	オクチルアルコール	オクタタン酸（二―エチルヘキサノ酸を除く。）	オクタタン酸	塩化ベンジル	塩化ビニリデン	塩化第二鉄溶液	塩化アリル	エピクロロヒドリン	三―エトキシプロピオン酸エチル	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）	
〇〇	〇〇	―	〇	〇	―	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	―	二五	二五	二五	二五	二五	二五	―	―	―

(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(162)	(161)	(160)	(159)	(158)	(157)	(156)	(155)	(154)	(153)	(152)	(151)	(150)	(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	
パ―セント以下のものに限る。）	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	大豆油（遊離脂肪酸が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）	セ―ント未満のものに限る。）	スルホラン	ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合物	水酸化ナトリウム溶液	水酸化ナトリウム溶液	重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	ジメチルホルムアミド	ジメチルホルムアミド	ジメチルジスルフイド	N・N―ジメチルシクロヘキシルアミン	ジメチルオクタノールアミン	ジメチルエタノールアミン	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）	ジペンテン	ジプロピルチオカルバミン酸S―エチル	ジプロモメタン	ジブチルアミン	ジブチルアミン	ジブチルアミン	キル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）	一・二―ジクロロプロパン	一・二―ジクロロプロパン
―	―	―	―	―	―	―	―	二五	二五	二五	〇	〇	〇	〇	―	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

(136)	(135)	(134)	(133)	(132)	(131)	(130)	(129)	(128)	(127)	(126)	(125)	(124)	(123)	(122)	(121)	(120)	(119)	(118)	(117)	(116)	(115)	(114)	(113)	
けい酸ナトリウム溶液	グルタル酸ジメチル	十重量パーセント以下のものに限り、 グルタルアルデヒド溶液（濃度が五 まな限る。）	グリホサート溶液（界面活性剤を含 まないものに限る。）	グリセリンモノオレイン酸	グリオキシル酸溶液（濃度が五十重 量パーセント以下のものに限り、）	グリオキサル溶液（濃度が四十重 量パーセント以下のものに限り、）	酢酸ジメチルアミン塩溶液	四―クロロ―ニ―メチルフェノキシ クロロホルム	クロロベンゼン	四―ジメチルペンタン―三―オン	一―（四―クロロフェニル）―四― クロロベンゼン	オルトクロロニトロベンゼン	クロロヒドリン（粗製のものに限る 。）	（イ） クロロトルエン（メタクロロトル エンを除く。）	クロロトルエン	クロロスルホン酸	クロロ酢酸（濃度が八十重量パーセ ント以下のものに限り、）	クロトンアルデヒド	クレゾール	クレゾールナトリウム塩溶液	魚油	ギ酸	吉草酸	（113） キシレン及びエチルベンゼンの混合 物（エチルベンゼンの濃度が十重量パ ーセント以上のものに限る。）
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(199)	(198)	(197)	(196)	(195)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	(176)	(175)	(174)	(173)	(172)	(171)	(170)	(169)
の もの に限る。)	量 パー セント 又は 八十 重量 パー セント の もの に限る。)	混合 物 （ニ トロ エタ ンの 濃度 が四 十重 量パ ーセ ント の もの に限 る。)	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	ニトロ エタ ン	
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1)	(168)	(167)	(166)	(165)	(164)	(163)	(162)	(161)	(160)	(159)	(158)	(157)	(156)	(155)	(154)	(153)	(152)	(151)	(150)	(149)	(148)	(147)	(146)	(145)	(144)	(143)	(142)	(141)	(140)	(139)	(138)	(137)	
脂肪酸（炭素数が八から十までの十二以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）	シクロペンタン	シクロペンタン	一・三シクロペンタジエン二量体	シクロヘキサラン	シクロヘキサミン	シクロヘキサノール及びシクロヘキサノールの混合物	シクロヘキサノール	シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	四塩化炭素	シアバター	酸化プロピレン	一・二酸化ブチレン	混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）	サリチル酸メチル	サフラワール油	酢酸三メトキシブチル	酢酸ペンチル	酢酸ベンジル	酢酸ヘプチル	酢酸ヘキシル	酢酸ブチル	酢酸ビニル	酢酸ノルマルプロピル	酢酸ノルマルオクチル	酢酸トリデシル	酢酸シクロヘキシル	酢酸二エトキシエチル	硝酸及び硫酸の混合物に限る。	米ぬか油	こはく酸ジメチル	コールドールナフサソルベント
一〇〇	一〇〇	〇〇	〇〇	〇	一	一	一	一	一	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	二五	

一〇〇	〇〇	〇〇	〇	一	一	一	一	一	一	二五	二五	二五	二五	二五	二五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一	一	一	一	一	一	一	二五
-----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----

(225)	(224)	(223)	(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)	(211)	(210)	(209)	(208)	(207)	(206)	(205)	(204)	(203)	(202)	(201)	(200)	(イ)	(ロ)			
ひまし油（遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のものに限る。）	ジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液	パラフィンワックス	芯生成物	パーム油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パームステアリン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パーム核油（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	パームオレイン（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）	バレルアルデヒド	発煙硫酸	発煙硫酸	ノルマルヘキサノール	ノルマルプロピルアルコール	ノルマルブチルアルコール	ノルマルブチルエーテル	ノネン	ノニルアルコール	ノナン酸	ネオデカン酸	ネオデカン酸ビニル	二硫化炭素	液	尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液	ニトロベンゼン	二ニトロプロパン	一ニトロプロパン	オルトニトロフェノール	十重量パーセントのものに限る。）	の混合物（ニトロエタンの濃度が八重量パーセントのものに限る。）	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。）
一	二五	一	一	一	一	一	一	一〇	二五	二五	一五	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二五	二五	二五	二五	〇	一	二	一	二五

一	二五	一	一	一	一	一	一	一〇	二五	二五	一五	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二五	二五	二五	二五	〇	一	二	一	二五
---	----	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---	---	---	----

(176)	(175)	(174)	(173)	(ハ)	(ロ)	(イ)	(172)	(171)	(170)	(169)	(ロ)
ト(アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十までのものであって、重合度が七か	ト(アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が六から十までのもの(セコンダリアルアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。)及びその混合物に限る。)	ト(アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの(セコンダリアルアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。)及びその混合物に限る。)	脂肪族アルコール(炭素数が十三以上)のもの及びその混合物に限る。)	直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。)	直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十二及び十三のもの及びその混合物に限る。)	直鎖脂肪族アルコール(炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。)	直鎖脂肪族アルコール(炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。)	脂肪酸メチルエステル	直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエステル(直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。)	脂肪酸蒸留物(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)	脂肪酸(炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(258)	(257)	(256)	(255)	(254)	(253)	(252)	(251)	(250)	(249)	(248)	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)	(242)	(241)	(240)	(239)	(238)	(237)	(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	
一・六―ヘキサンジオール(蒸留物)	ヘキサメチレンジイソシアナート	ヘキサメチレンジイソシアナート	ヘキサメチレンジアミン及びその溶液	ヘキサメチレンイミン	ヘキサデシルナフタレン及び一・四―ビス(ヘキサデシル)ナフタレンの混合物	プロピレン三量体	プロピルベンゼン	プロピオン酸ノルマルペンチル	プロピオン酸ノルマルブチル	プロピオン酸	プロピオンアルデヒド	ベータプロピオラクトン	プロピオニトリル	ガンマブチロラクトン	ブチルアルデヒド	ブチルアミン	フルフリルアルコール	フルフラール	フタル酸ジメチル	フタル酸ジヘプチル	フタル酸ジヘキシル	フタル酸ジエチル	フタル酸ジウンデシル	フタル酸ジイソオクチル	ステル	フェノールのスルホン酸アルキルエステル	フェノール	一―フェニル―一―キシリルエタン	ピリジン	ビニルトルエン	ビス(二―クロロエチル)エーテル	ヒマわり油(遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに限る。)	セント未満のものに限る。)
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(195)	(194)	(193)	(192)	(191)	(190)	(189)	(188)	(187)	(186)	(185)	(184)	(183)	(182)	(181)	(180)	(179)	(178)	(177)	
一・四―ジオキサン	ジエチルベンゼン	ジエチルアミン	ジエチルアミノエタノール	二・六―ジエチルアニリン	ジエタノールアミン	ジイソプロピルナフタレン	ジイソプロピルアミン	ジイソブチレン	ジイソブチルケトン	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）	硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液	硝酸	パラシメン	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	脂肪族アルコールポリエトキシラート（メチルアルコールを除く。）及びその混合物に限る。）
二五〇	一〇	一〇	二五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

(277)	(276)	(275)	(274)	(273)	(272)	(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)
イン基の炭素数が二十八から二百五十	ポリオレフィンアミン（ポリオレフィンその混合物に限る。）	数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	ンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）	の及びその混合物に限る。）
一	一	一	一	一	一	二五〇	二五〇	一	一	一	一	一	一	一	二五〇	一	一	一

(224)	(223)	(222)	(221)	(220)	(219)	(218)	(217)	(216)	(215)	(214)	(213)	(212)	(211)	(210)	(209)	(208)	(207)	(206)	(205)	(204)	(203)	(202)	(201)	(200)	(199)	(198)	(197)	(196)				
七十重量パーセント以下のものに限り	重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が	ジメチルポリシロキサンの	ジメチルホルムアミド	ジメチルジスルフイド	N・N―ジメチルシクロヘキシルア	ジメチルオクタノールアミン	ジメチルエタノールアミン	ジペンテン	ジプロピルチオカルバミン酸S―エ	ジプロモメタン	一・二―ジプロモエタン	ジブチルアミン	ジフェニルメタンジイソシアナート	トリメチルペンテンの反応生成物	ジフェニルアミン及び二・二・四―	ジフェニルアミン	ジノルマルプロピルアミン	ジチオカルバミン酸アルキル（アル	ジクロロメタン	一・六―ジクロロヘキサンの	二・二―ジクロロプロピオン酸	一・二―ジクロロプロパン	一・一―ジクロロプロパン	三・四―ジクロロ―ブテン	リイソプロパノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ト	パーセント以下のものに限り。	メチルアミン塩溶液（濃度が七十重量	エタノールアミン塩溶液	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジ	二・四―ジクロロフェノール	一・二―ジクロロエタン
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			

(297)	(296)	(295)	(294)	(293)	(292)	(291)	(290)	(289)	(288)	(287)	(286)	(285)	(284)	(283)	(282)	(281)	(280)	(279)	(278)															
メタクリル樹脂の一・二―ジクロロ	メタクリル酸メチル	メタクリル酸ポリアルキル（アルキ	ル基の炭素数が十から二十までのもの	及びその混合物に限り。）及びエチレ	ン―プロピレン共重合体の混合物	メタクリル酸ペンタシルの混合物	メタクリル酸エチル	メタクリル酸ブチルの混合物	メタクリル酸デシル及びメタクリ	ル酸セチル、メタクリル酸デシル及び	メタクリル酸エイコシル、メタクリ	ル酸セチルの混合物	メタクリル酸エイコシル及びメタク	メタクリル酸	無水マレイン酸	無水ポリオレフィン	無水プロピオン酸	無水フタル酸	ポリオレフィン第二鉄溶液	ポリシロキサン	ポリオレフィン基の炭素数が二十八か	ら二百五十までのもの及びその混合物	に限り。）	の混合物に限り。）	二十八から二百五十までのもの及びそ	の混合物に限り。）	ウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が	ポリオレフィンチオホスホン酸バリ	フィン基の炭素数が二十八から二百五	十までのもの及びその混合物に限り。	物質を溶媒とする溶液	ポリオレフィンアミンの芳香族系の	までのもの及びその混合物に限り。）	
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(254)	(253)	(252)	(251)	(250)	(249)	(248)	(247)	(246)	(245)	(244)	(243)	(242)	(241)	(240)	(239)	(238)	(237)	(236)	(235)	(234)	(233)	(232)	(231)	(230)	(229)	(228)	(227)	(226)	(225)	
一・一・二	トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・二	トリクロロエタン	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	酢酸グリシジル	トリエチルアミン	一・三・五	トリオキサソ	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	トール油ピッチ	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油
一・一・二	トリクロロエチレン	一・一・二	トリクロロエタン	一・一・二	トリクロロエタン	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	酢酸グリシジル	トリエチルアミン	一・三・五	トリオキサソ	トリアルキル(炭素数が十のものに限る。)	トール油ピッチ	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	トール油	
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(322)	(321)	(320)	(319)	(318)	(317)	(316)	(315)	(314)	(313)	(312)	(311)	(310)	(309)	(308)	(307)	(306)	(305)	(304)	(303)	(302)	(301)	(300)	(299)	(298)
五重量パーセント以下のものに 限る。	硫酸アンモニウム溶液(濃度が四十 重量パーセント以下のものに限る。)	四つまでのもの及びその混合物に限る。	ウム塩(アルキル基の炭素数が八から 四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシ ウム塩(アルキル基の炭素数が八から 四十までのもの及びその混合物に限る。)	セメント未満のものに限る。	落花生油(遊離脂肪酸が四重量パー セント未満のものに限る。)	量パーセント以下のものに限る。	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重 量パーセント以下のものに限る。)	酪酸メチル	酪酸エチル	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸
五重量パーセント以下のものに 限る。	硫酸アンモニウム溶液(濃度が四十 重量パーセント以下のものに限る。)	四つまでのもの及びその混合物に限る。	ウム塩(アルキル基の炭素数が八から 四十までのもの及びその混合物に限る。)	長鎖硫化アルキルフェノールカルシ ウム塩(アルキル基の炭素数が八から 四十までのもの及びその混合物に限る。)	セメント未満のものに限る。	落花生油(遊離脂肪酸が四重量パー セント未満のものに限る。)	量パーセント以下のものに限る。	ラクトニトリル溶液(濃度が八十重 量パーセント以下のものに限る。)	酪酸メチル	酪酸エチル	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸	酪酸
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(282)	(281)	(280)	(279)	(278)	(277)	(276)	(275)	(274)	(273)	(272)	(271)	(270)	(269)	(268)	(267)	(266)	(265)	(264)	(263)	(262)	(261)	(260)	(259)	(258)	(257)	(256)	(255)	
ノナン酸	ネオデカン酸 ビニル	ネオデカン酸	二硫化炭素	液 尿素及び 燐酸アンモ ニウムの混 合溶液	ニトロベンゼン	ニトロプロパン	ニトロプロパン	オルトニトロフェノール	パラニトロトルエン	オルトニトロトルエン	(イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。) (ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。)	ニトロエタン及びニトロプロパン	ニトロエタン	ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液	菜種油 脂肪酸メチルエステル	菜種油	ドデシルキシレン	ドデシルアルコール	ドデカン	トルエンジイソシアナート	トルエンジアミン	トルエン	オルトトルイジン	トリメチル酢酸	トリデカン酸	トリデカン	一・二・三トリクロプロパン	ニトリフルオロエタン

-	一	二	一	二	二	二	二	一	二	二	二	二	一	二	二	一	二	二	二	二	二	一	一	二	二	二	二	二
一〇	一五	〇	五	五	五	五	〇	五	五	五	一	二	五	一	一	一	〇	一	五	五	五	〇	一	一	一	一	一	一

質い	で	有	四	物	三	
物	な	害		質	類	
		掲げる物質	令別表第一の二第一号から第七号までに掲げる物質		令別表第一第三号イに掲げる物質	(330)(329) 一 ロジン 〇 一 一 〇 〇 (328)(327)(326)(325) 一 重量パーセント以上含むものに限る。 〇 一 〇 〇 一 〇 〇 (324) 一 量パーセント以下のものに限る。 〇 〇 (323) 一 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 〇 一 〇
						一 〇 〇 二 五 一 〇 二 五 一 〇 一 〇

(346)	(345)	(344)	(343)	(342)	(341)	(340)	(339)	(338)	(337)	(336)	(335)	(334)	(333)	(332)	(331)	(330)	(329)	(328)	(327)	(326)	(325)	(324)	(323)	(322)	(321)	(320)	(319)	(318)	(317)	(316)		
ヘキサメチレンジイソシアナート	ヘキサメチレンジイソシアナート	ヘキサメチレンイミン	ヘキサメチレンイミン	四―ビス (ヘキサデシル) ナフタレ	―ヘキサデシルナフタレン及び一	プロピレン三量体	プロピルベンゼン	プロピオン酸ノルマルペンチル	プロピオン酸ノルマルブチル	プロピオン酸エチル	プロピオン酸	プロピオンアルデヒド	ベータプロピオラクトン	プロピオニトリル	分解ガソリン (ベンゼンを含むものに限る。)	ガンマブチロラクトン	ブチルアルデヒド	ブチルアミン	フルフリルアルコール	フルフラール	直鎖不飽和脂肪酸 (炭素数が十六以上のもので及びその混合物に限る。)	以下のものに限り。	量パーセント以上三十重量パーセント	ふっ化けい酸水溶液 (濃度が二十重	フタル酸ジメチル	フタル酸ジヘプチル	フタル酸ジヘキシル	フタル酸ジノニル	フタル酸トリデシル	フタル酸ジエチル	フタル酸ジイソオクチル	ステル

一〇〇	二五	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	二五	二五	二五	二五	一〇	二五	一	一	一	二五	二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
-----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(366)	(365)	(364)	(363)	(362)	(361)	(360)	(359)	(358)	(357)	(356)	(355)	(354)	(353)	(352)	(351)	(350)	(349)	(348)	(347)
化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）	ポリイソブチレン（重合度が四以上）のもの及びその混合物に限る。）	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであり、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシレン溶液	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	ホルムアミド	ホスホン酸水素ジメチル	ホスホン酸水素ジブチル	飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	ペンタン	一・三―ペンタジエン	ペンタクロロエタン	ペテロラタム	ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	ベンゼン（濃度が十重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。）	ベンジルアルコール	ヘプチルアルコール	ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）	一・六―ヘキサンジオール（蒸留物に限る。）

一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 〇 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 |

(377)	ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(376)	ポリオレフィンエステル(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(375)	ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(374)	ポリオレフィンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(373)	ポリオレフィンアミノエステル塩(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)
(372)	ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩(ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(371)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。)
(370)	ポリオレフィン(分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。)
(369)	<ul style="list-style-type: none"> (イ) ジエチレントリアミン (ロ) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液(炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。)
(368)	<ul style="list-style-type: none"> (イ) ポリエチレンポリアミン(ジエチレントリアミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。) (ロ) ジエチレントリアミン
(367)	ポリエーテル(分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。)

-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(429)	(428)	(427)	(426)	(425)	(424)	(423)	(422)	(421)	(420)	(419)	(418)	(417)	(416)	(415)	(414)	(413)	(412)	(411)	(410)	(409)	(408)	(407)	(406)	(405)	(404)	(403)	(402)	
五重量パーセント以下のものに 限る。	長鎖硫化アルキルフェノールカルシ ウム塩(アルキル基の炭素数が八から 四十までのもの及びその混合物に限る 。)	ラテックス(安定剤として一重量パ ーセント以下のアンモニアを含むもの に限る。)	落花生油	量パーセント以下のものに 限る。	ラクチンニトール溶液(濃度が八十重 量パーセント以下のものに 限る。)	酪酸メチル	酪酸ブチル	酪酸エチル	酪酸	ラード	やし油脂肪酸メチルエステル	やし油脂肪酸	やし油	モルホリン	モノオレイン酸ポリオキシエチレン ソルビタン(重合度が二十のものに限 る。)	綿実油	メチルブテノール	メチルケトンを除く。)	N-メチル-ニピロリドン	三-(メチルチオ)プロピオンアル デヒド	アルファメチルスチレン	メチルジエタノールアミン	メチルシクロペンタジエン二量体	メチルシクロヘキサ ン	ニメチル-五-エチルピリジン	ニメチル-六-エチルア ニリン	メチルアルコール	メチルアミン溶液(濃度が四十二重 量パーセント以下のものに 限る。)

二五

—

—|—

—
○
○

—|—|—|—|—|—|—|—|—|—|

—
○

—|—|

二五

二五

—|—

二五

二五

—|—

○

○

—|—

—|—

二五

二五

質い で有 四 物な 害 害 物 物 物	物質 Z 三 類 類 類																	
令別表第一の二第一号から第十二号までに掲げる物質	令別表第一第三号イに掲げる物質	(441) ワックス (パラフィンワックスを除く。) (440) ロジン (439) レジン油 (蒸留物に限る。) (438) 磷酸トリブチル (437) 磷酸トリトリル (オルト異性体を含むものに限る。) (436) 磷酸水素ジエチル (435) 硫酸ジエチル (434) 硫酸アルミニウム溶液 (433) 硫酸 (432) 硫化ナトリウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)																
○	○	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇</td> <td style="text-align: center;">二五</td> <td style="text-align: center;">〇</td> <td style="text-align: center;">〇</td> <td style="text-align: center;">一五</td> <td style="text-align: center;">〇</td> <td style="text-align: center;">二五</td> <td style="text-align: center;">〇</td> </tr> </table>	一	二	一	一	二	一	一	一	一〇	二五	〇	〇	一五	〇	二五	〇
一	二	一	一	二	一	一	一											
一〇	二五	〇	〇	一五	〇	二五	〇											
		(431) リウムの混合溶液 (430) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 (431) 硫化炭化水素 (炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)																
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一〇</td> <td style="text-align: center;">〇</td> </tr> </table>	一	一	一〇	〇												
一	一																	
一〇	〇																	